

概要版

第3次

多治見の都市マス

～ 多治見市の都市計画に関する基本的な方針～



2021(令和3)年3月策定/2026(令和8)年3月改訂

「多治見の都市マス」とは

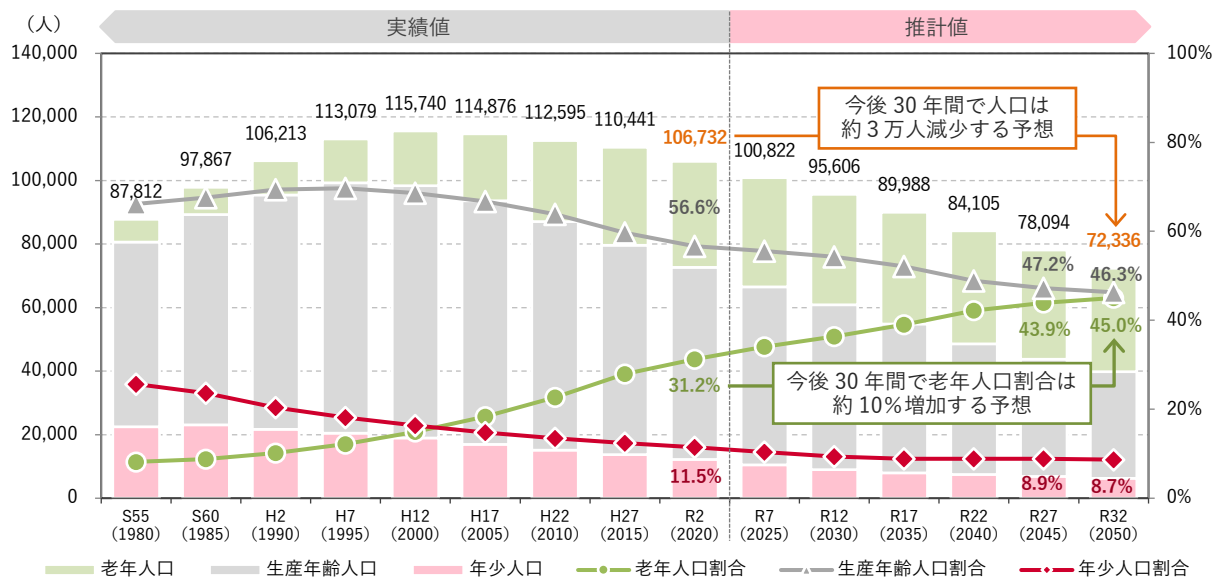
「都市マス」は、都市計画マスタープランの略称で、概ね 20 年後の都市の将来を展望しつつ、**10 年後の市の都市計画に関する基本的な方針**をまとめたものです。

多治見市では、将来どのような都市になっていきたいかを市民の皆さんに示すため、令和 8（2026）年に「**第 3 次多治見市都市計画マスタープラン**」を中間改訂しました。



まちづくりの背景

多治見市は平成 17（2005）年から人口減少に転じており、少子化や高齢化も進行しています。こうした状況は社会構造にも大きな影響を与えるため、これからのまちづくりを考える上では、これらの**変化に対応したまちづくりを戦略的に進める**必要があります。



これからのまちづくりの戦略と課題

本市が人口減少等を前提とした社会と向き合うために、2つの戦略が必要と考えます。これらの戦略ごとに、まちづくりを進める上での課題を整理します。

まちづくりを進める上での戦略

- 戦略1** 人口減少などによる変化が生じる中でも
人口減少社会に対応（適応）し、都市の持続可能性を確保する
- 戦略2** 単に人口減少社会を受け止めるのではなく、
人口減少を緩和するために、地域の魅力を向上し選ばれるまちになる

まちづくりの戦略を踏まえた主な課題

戦略1 都市の持続可能性の確保（社会変化に対応するための視点）



都市機能／住宅

- ・人口密度が下がることによって、施設が撤退してしまうなど生活利便性の低下が生じないような**都市機能の集約・維持**
- ・空き家の増加に対する**適切な管理や活用促進による良好な住環境の確保**



下水道／道路

- ・人口減少下に公衆衛生を適切に保つため、**汚水処理施設の効率的な配置**
- ・**道路や橋梁などの更新や修繕**など、維持管理への適切な対応



防災

- ・地域コミュニティの希薄化や衰退のおそれがある中でも、**安心して暮らし続けられるような地域防災力の向上**



公共交通

- ・**移動手段の確保**や公共交通サービスの維持に向けた**担い手の確保**

戦略2 地域の魅力向上（選ばれるまちになるための視点）



都市機能／住宅

- ・多治見駅周辺の市街地開発事業によって整備してきた**都市基盤の効果の拡大**
- ・**若者や子育て世代に選ばれる**住環境の形成



産業／大学

- ・継続的な企業誘致の推進による、**地域経済への波及効果の拡大**
- ・大学誘致を**地域のにぎわい創出や地域経済の活性化の機会**とし、**都市の魅力を向上**



景観／公園・緑地

- ・市民や事業者の**風景に対する意識の醸成や風景づくりの推進**
- ・子育て世代など、**利用者のニーズに沿った魅力的な空間の整備**



道路

- ・市内を円滑に移動するための**交通混雑の緩和や交通安全対策の実施**

まちづくりの理念と将来都市構造

多治見市では、人口減少社会の中でも都市の持続可能性を確保し、地域の魅力を向上するため、各地域の拠点にコンパクトにまちを集約し、鉄道やバス路線などにより中心拠点と地域拠点をつなぐ【ネットワーク型コンパクトシティの実現】を目指し、まちづくりの理念を次のように設定します。

人と地域のつながりが生みだす、「ネットワーク型コンパクトシティの実現」
～ 市民が主役！躍動するまち 多治見 ～

ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた「あつめる・つなげる・ととのえる」

まちづくりの理念で掲げたネットワーク型コンパクトシティを実現するため、以下の3つの視点でまちづくりを進めていきます。



まちなかに便利をあつめる

コンパクトシティの核として、利便性とにぎわいを生み出すため、都市機能（商業・医療・福祉など）をあつめます。



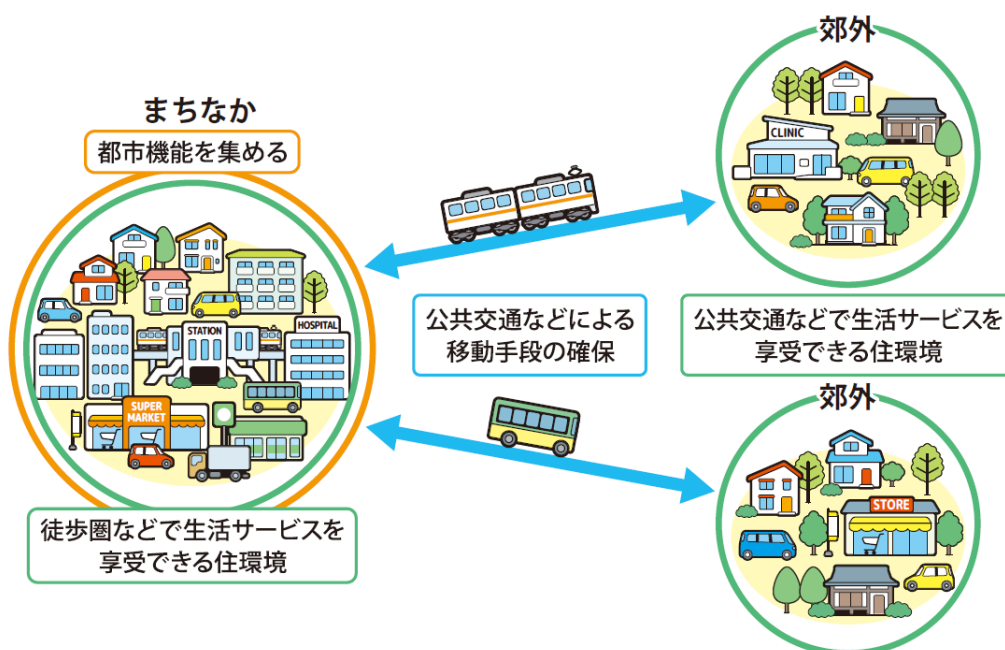
まちと人をつなげる

誰もが安心して移動できる環境を確保することで、まちと人をつなげます。



住まいと暮らしをととのえる

人口が減る中で、安心な住まいと快適な暮らしを享受できるよう、住環境をととのえます。



多治見市が目指すまちの姿を拠点・ゾーン・軸で表した将来都市構造図を示します。



拠点	中心拠点 多治見駅を中心として、にぎわいと利便性の向上を図る拠点	地域拠点 地域の核となる施設や交通結節点となる拠点	テクノパーク 産業振興のため企業誘致などを展開する地区	大学 大学を移転し、にぎわい創出や地域産業の活性化を進める地区	緑の拠点 良好な緑の景観を創出する拠点
	ゾーン	中心市街地ゾーン 徒歩圏内で便利に生活でき、安全安心な住環境づくりを進めるゾーン	居住ゾーン 生活に必要なサービスが得られ、安全安心な住環境づくりを進めるゾーン	産業ゾーン 産業機能の充実を図るゾーン	地場産業振興地 地場産業の保全と振興を図るゾーン
軸		鉄道 他都市との広域的な移動手段	幹線バス路線 中心拠点と地域拠点をつなぐ路線バス	国道 周辺市と連携するとともに、市内の東西南北を結ぶ幹線道路	中央自動車道 東海環状自動車道 首都圏・関西圏などつながる広域的な幹線道路

部門別の方針

8つの部門に区分して、まちづくりの理念を実現するための方針を示します。

1 土地利用の基本方針

これまで



工業系土地利用を進めるため、長瀬地区、高田地区を市街化区域に編入



市街化調整区域の一部区域では、条例により開発許可を緩和しています

南坂、根本、小泉地域の市街化調整区域の一部では、条例により開発可能な建築物の用途制限を緩和しています。

<条例区域で建築できるもの>

種別	○用途制限の緩和内容
	●建築できるもの(例)
第1種地区 (住宅団地)	○第1種低層住居専用地域並みの制限緩和 ●住宅、共同住宅、老人ホーム、診療所 など
第2種地区 (集落地)	○第2種低層住居専用地域並みの制限緩和 ●第1種地区で建築できるものおよび日用品販売の店舗・飲食店(150㎡以内) など
第3種地区 (沿道集落地)	○第2種中高層住居専用地域並みの制限緩和 ●第2種地区で建築できるものおよび店舗・飲食店・事務所(1,500㎡以内)、病院 など

市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例から、災害リスクの高い区域を除外

これから

- (1) ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、計画的な土地利用を図ります。
- (2) 中心拠点や地域拠点の強化に努めるとともに、必要に応じて多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- (3) 新規産業の導入に関わる土地については、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。
- (4) 市街化調整区域において「多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例」を継続し、集落地のコミュニティの維持や地域活力の向上を図ります。

2 にぎわいと利便性を高める拠点の形成方針

これまで



多治見駅南地区で市街地再開発事業が完了



「たじみビジネスプランコンテスト」の受賞者などによる市街地への出店進出

これから

- (1) 医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点や地域拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図ります。
- (2) 中心拠点では、駅南北で実施した市街地開発事業を核として、土地の高度利用や機能集積を図り、「まちの顔」となる拠点づくりを推進します。
- (3) 地域拠点では、ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくりを進めます。

3 住環境の形成方針

これまで

老朽・危険空き家の除却のための補助事業や
空き家の相談窓口の設置、セミナーの開催



SNS を活用した情報発信など、
シティプロモーション事業の実施

これから

- (1)人口減少が見込まれる中であっても、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう居住の誘導を図ります。
- (2)人口減少を緩和するため、移住定住施策を推進します。
- (3)安全安心な住環境の整備及び、空き家・空き地や市営住宅などの住宅ストックの維持管理と有効活用を進めます。

4 産業環境の形成方針

これまで



高田テクノパーク第2期部分の操業開始
森下テクノパークの造成工事開始



空き物件の有効活用のため、創作活動の希望者へ情報提供する陶芸工房バンクの展開

これから

- (1)陶磁器やタイルの生産地として発展してきた地区を地場産業振興地として位置づけ、産業拠点としてだけでなく、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。
- (2)テクノパークなどの新規産業の振興を目的とする事業用地の検討を継続し、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。

5 交通環境の整備方針

これまで



市道(315434 線)土岐多治見北部連絡道路の整備
多治見駅南駅前広場の整備



65歳以上の方が使えるバスチケット配付など
公共交通の利用促進事業の実施

これから

- (1)交通渋滞を緩和し、円滑な移動を確保するための道路及び公共交通の整備を図ります。
- (2)道路の整備にあたっては、公共交通との連携のほか、中心市街地の活性化、地域拠点と中心拠点のネットワーク強化など複合的機能に配慮して都市計画道路網構想を見直し、路線の再編を含めて効果的、効率的に進めます。
- (3)公共交通機関ごとに役割分担を明確にし、地域に見合った交通を確保するため、地域公共交通計画を推進し、施策を展開していきます。

6 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全の方針

これまで



TYK スポーツパーク多治見の再整備
南坂上公園に大型遊具を整備



景観への配慮が必要です

多治見市の市街地では、都市としての発展が進んだことにより、屋外広告物が無秩序にばらばら、まちの美しさが損なわれています。

そのため、屋外広告物が風景を損なわないように、また、背後にある斜面緑地と調和するよう、中心市街地とそれを取り囲む斜面緑地一部を「風景づくり重点区域」に指定しています。



屋外広告物の管理点検を強化するため、屋外広告物条例を改正



屋外広告物の管理点検を強化するため、屋外広告物条例を改正

これから

- (1)多治見の風景の特徴を踏まえ、誇りと愛着の持てる美しい風景づくりを進めます。
- (2)自然を体感できる暮らしを求め、市街地を取り囲む斜面地や丘陵地での緑の確保や、地域活動と連携した里山、農地の保全を進めます。
- (3)生活環境を豊かにし、魅力あるまちづくりに向けて、身近な水と緑の確保に努めます。
- (4)社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公園等の更新、維持管理を進めます。
- (5)身近なところで環境学習の場をつくり、環境教育・啓発等を継続的に展開します。

7 防災・減災の方針

これまで



河道掘削、河川改修による河川氾濫対策
流出抑制施設・排水路整備実施など浸水対策



土砂災害対策、急傾斜地崩壊対策の実施

これから

- (1)災害が起きてしまったときの備えのため、災害情報の発信や避難体制の強化など、災害による被害を低減するための取組を進めます。
- (2)水害・土砂災害・地震による災害リスクを抱える本市において、堤防の強化や砂防施設の整備など、その対象となる災害ができるだけ起きないように取組を進めます。
- (3)ソフト・ハード両面で災害対策を進めながら、被害の対象となる住居等が少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。

8 その他の都市施設の配置・整備方針

これまで



三の倉センターの大規模修繕



パロー文化ホールの大規模改修

これから

- (1)市有施設を最適な状態で維持管理するとともに、耐震化、長寿命化を進めます。
- (2)施設の立地効果が期待できる適地に、必要な都市施設の配置を検討していきます。

エリア別の方針

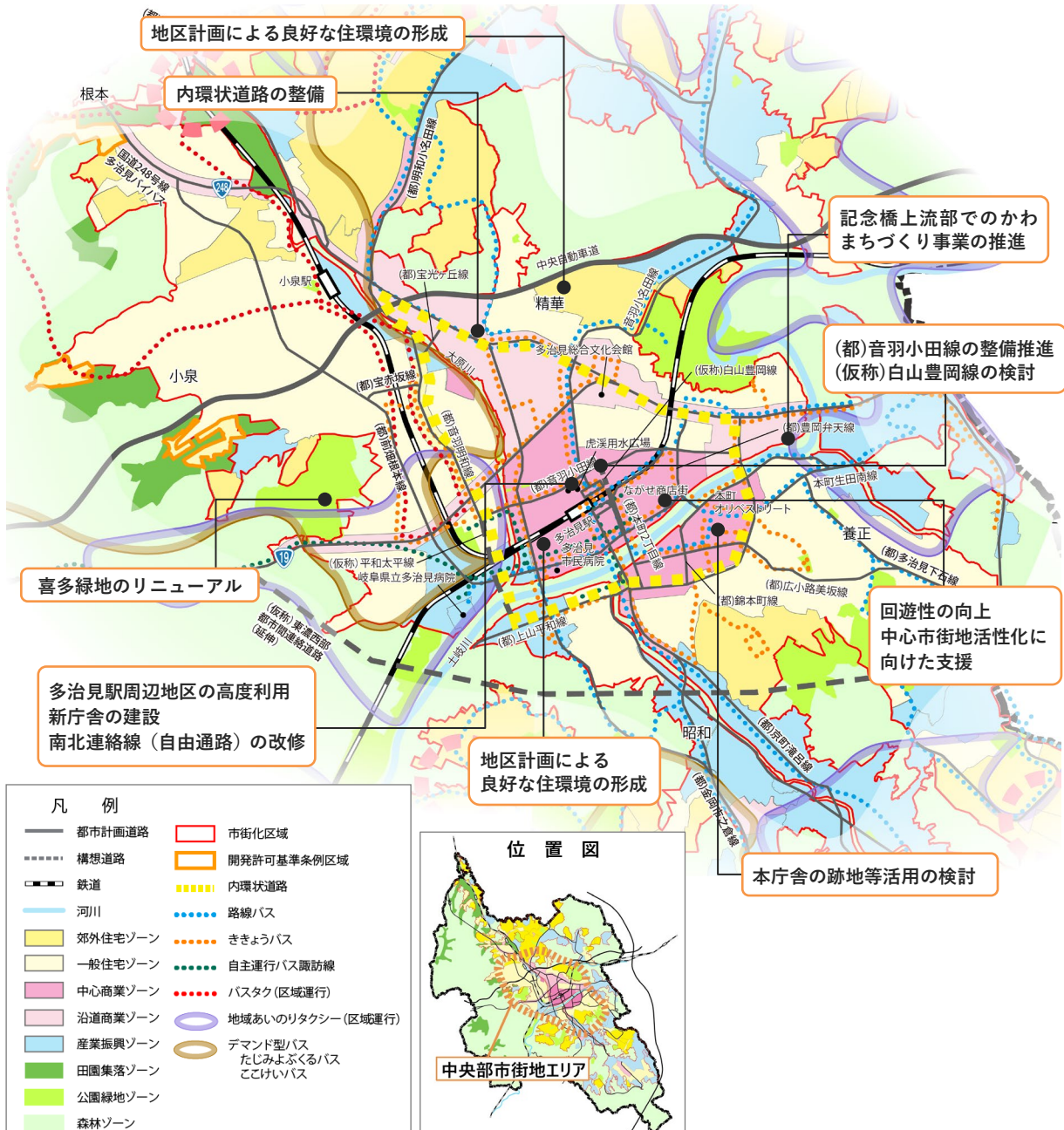
3つのエリアに区分して、地域ごとのまちづくりの方針を示します。

中央部市街地エリア

『 多くの人が集い楽しむまちづくり 』

- (1)土地利用：多治見駅周辺の低未利用地の活用等により高度利用及び機能集積を推進
- (2)にぎわい：多治見駅南北を一体に捉えコンパクトシティの顔としてにぎわいの形成を推進
- (3)住環境：中心市街地への居住の誘導、密集した地区の老朽空き家の除却・活用の促進
- (4)交通環境：多治見駅へのアクセス強化、交通集中を分散する道路網の推進
- (5)交通環境：コミュニティバスの継続的な改善による中心市街地の利便性向上
- (5)景観：虎渓用水広場の活用やかわまちづくり事業等によるうるおいある空間の創出

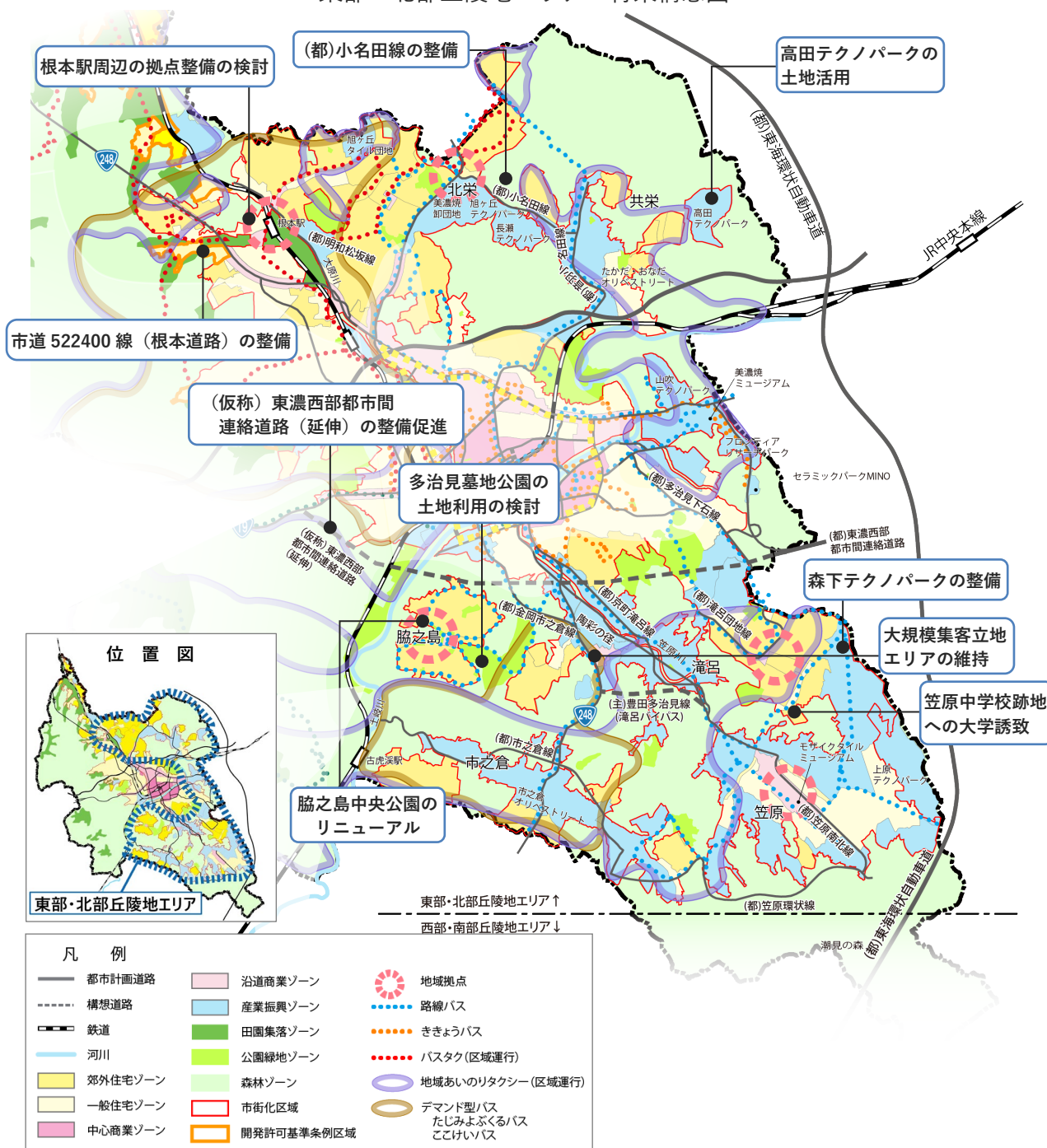
中央部市街地エリア 将来構想図



『 美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり 』

- (1)土地利用：自然的環境に配慮しながら新規産業企業の立地誘導のための土地利用を検討
- (2)にぎわい：ずっと暮らし続けられる地域を支える地域拠点づくり
- (3)住環境：地域拠点を中心とした居住の誘導、移住・定住支援と合わせた空き家の利活用
- (4)産業環境：地場産業振興地の保全と振興及び地域資源を活用したまちづくりの継続
- (5)産業環境：高田テクノパーク、森下テクノパークの活用、新規産業誘導地の検討
- (5)交通環境：地域拠点と中心拠点のアクセス強化、円滑な物流を支援する道路網の推進
- (7)交通環境：郊外地域と中心市街地を結ぶバス路線等の確保及び地域内交通の充実

東部・北部丘陵地エリア 将来構想図

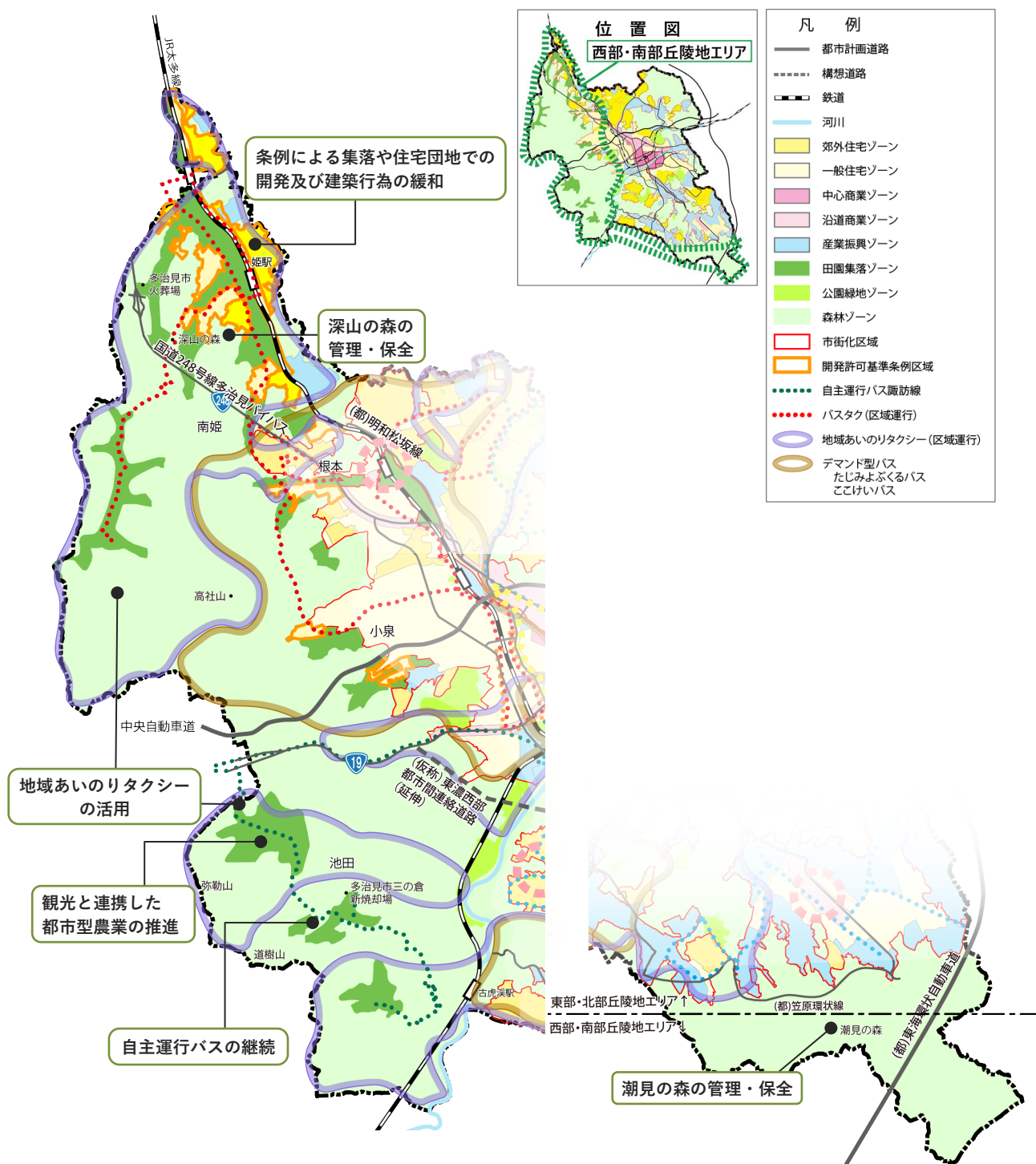


西部・南部丘陵地エリア

『 里山の緑とともに暮らすまちづくり 』

- (1)土地利用：開発許可基準条例による開発及び建築行為の弾力化の継続
- (2)交通環境：自主運行バス諏訪線の継続、地域内交通の充実
- (3)公園自然：市民農園や観光農園による農業振興施策を展開するなど都市型農業の推進
- (4)公園自然：自然の中での活動や、自然環境を体感できる場の創出
- (4)防 災：土砂災害警戒区域など災害のおそれがある場所での宅地開発等を抑制

西部・南部丘陵地エリア 将来構想図





第3次

多治見の 都市マス 概要版

2021(令和3)年3月策定
(2026(令和8)年3月改訂)

都市計画部都市政策課

URL : <https://www.city.tajimi.lg.jp>

E-mail : tosisei@city.tajimi.lg.jp

TEL : 0572-22-1392(直通) FAX : 0572-25-6436

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地